

平成27年度第1回  
札幌市都市景観審議会

会 議 録

日 時：平成27年5月25日（月）午後2時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

## ■ もくじ ■

1	開会	3
2	議事	3
	(1) 札幌市景観計画に基づく平成26年度の届出状況について	
	(2) 札幌市都市景観基本計画・札幌市景観計画の見直しについて	
	①見直し後の計画構成等	
	②市民アンケート・ワークショップ等の結果報告	
3	閉会	35

## 平成27年度第1回札幌市都市景観審議会

- 1 日 時 平成27年5月25日（月）14時00分～16時00分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室
- 3 出席者 委 員：濱田暁生会長はじめ8名（巻末参照）  
札幌市：市民まちづくり局都市計画担当局長  
市民まちづくり局都市計画部長  
市民まちづくり局都市計画部地域計画課長  
市民まちづくり局都市計画部地域計画課都市景観係長  
市民まちづくり局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長
- 4 議事
  - (1) 札幌市景観計画に基づく平成26年度の届出状況について
  - (2) 札幌市都市景観基本計画・札幌市景観計画の見直しについて
    - ①見直し後の計画構成等
    - ②市民アンケート・ワークショップ等の結果報告

## 1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻になりました。

本日は、大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員12名中9名の方がお揃いでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年度第1回札幌市都市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局担当の市民まちづくり局都市計画部地域計画課長の稲垣でございます。議事に入るまで進行役を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、開会に当たりまして、今年度の人事異動により新たに着任いたしました市民まちづくり局都市計画担当局長の浦田より、一言、ご挨拶をさせていただきます。

○事務局（都市計画担当局長） 皆様、こんにちは。

市民まちづくり局都市計画担当局長の浦田でございます。

本日付の人事異動に伴い着任をいたしましたので、一言、ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

まず、委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、景観審議委員として景観行政にそれぞれのお立場から貴重なご意見やアドバイスなどをいただき、心よりお礼を申し上げます。

さて、既にご存じと思いますが、本市では、新たな上位計画であるまちづくり戦略ビジョンを平成25年に策定いたしましたことから、私ども都市計画担当局では、昨年度から、都市計画マスタープランを初めとする主要計画の見直しに着手しており、ご議論いただいております都市景観基本計画などの見直しもその一環として進めているものでございます。

人口減少というかつてない局面を迎える札幌が今後も魅力を内外に発信し続けるためには、すぐれた景観を守り、つくり続ける努力は欠かせないものであり、今回の見直しはその取り組みに弾みをつけるためにも大変重要なものだと考えております。

また、今年度は新たな市長を迎えた大きな節目の1年となります。都市景観に関しましても新たな計画をまとめる重要な1年になると考えております。

私は、市役所に就職してからこれまで32年間、ほとんどをものづくりという分野で働いてまいりました。物をつくるというのは、例えば、河川であれば毎秒50トン流せるようにつくります。それは計算するとすぐに出てきます。道路についても3万台の交通量をさばくためにはどのくらいの車線数が必要か、これも計算すれば出てくるものでございます。一方で、都市景観は、計算して簡単に出てくるものではありません。個人によっても考えるよい景観が違ってきます。そういう意見を束ねることは非常に難しいものだと伺っております。

さらに言えば、物は、ある程度できてしまえば、そこで一旦の区切りがあります。それを保守点検部門に引き継ぐ段階で一旦のピリオドは打てるものでございますが、都市景観をつくるということは、そういう区切りがない中で社会情勢を反映したものにし続けていかなければなりません。

委員の皆様をお願いするものは大きく重たいものがあると思いますが、何とぞ皆様方のお力添えをいただけますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（地域計画課長） 続きまして、事務局側の担当職員にも、一部、人事異動がございましたので、ここで自己紹介をさせていただきます。

○事務局（都市景観係長） 都市景観係長となりました山田でございます。

昨年度まで景観まちづくり担当係長としてお世話になりまして、どうもありがとうございました。

今年度も引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長の山本と申します。

山田係長の後任で新しく参りました。今後ともよろしくお願い致します。

○事務局（地域計画課長） 以下、都市景観担当の職員も参加しております。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、恐縮でございますが、局長の浦田は他の公務がございますので、退席をさせていただきます。

〔都市計画担当局長は退席〕

○事務局（地域計画課長） それでは、お手元の資料の確認をお願いしたいと思います。

各委員のお席には、右手に資料番号を付しておりますが、配付資料1、配付資料2、配付資料3、配付資料4として4点ございます。それから、左手にA4横判のクリップどめの少し厚みのあるもので、説明資料として、後ほどごらんいただくスライドの資料を印刷したものをお手元にご用意してございます。

以上の5点ですが、不足はございませんでしょうか。

次に、連絡事項でございます。

梅木委員、片山委員、奈良委員につきましては、欠席される旨のご連絡を頂戴しております。

それでは、早速、議事に入りますが、議事に入りました以降は場内の写真撮影はご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。

では、以降の進行を濱田会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○濱田会長 ありがとうございます。

それでは、進行役を務めさせていただきます。

これまで、委員のみなさまからさまざまなご意見をいただきながら、事務局でそれを受けとめてしっかり組み立てていこうということで考え方を準備頂いていると思います。

今日は、約1時間半という限られた時間でございますが、資料にもありますとおり、かなり盛りだくさんですので、短時間でうまく議論をし尽くせるかどうか心もとないところ

もありますけれども、しっかりやっていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それではまず、議事(1)の札幌市景観計画に基づく平成26年度の届出状況について、事務局からご説明をお願ひします。

○事務局(都市景観係長) 都市景観係長の山田でございます。

私から、札幌市景観計画に基づく平成26年度の届出状況についてご説明いたします。

平成26年度の届出件数は、景観計画区域については、建築物が114件、工作物が14件、景観計画重点区域におきましては、建築物が6件、工作物が12件、建築物等の除却が3件、広告物の掲出が7件でございました。合計で156件ございました。

下にグラフがございますけれども、ご覧のとおり、近年、届出件数の総数に大幅な変動は見られない状況になっております。

届出件数の内訳がこちらのページでございます。

まず、上は建築物の一覧表でございます。

一番多いものが共同住宅となっております。共同住宅の新築が約半数を占めております。

続きまして、大学の9件が多くなっております。こちらは、敷地全体の床面積が1万平米を超えているため、小規模なものでも届出が必要になったりということも含めての9件でございます。

それから、景観計画重点区域のその他のところに6件ございますけれども、こちらは重点区域内における主に事務所と店舗からなる複合ビルになります。

また、下に行きまして工作物でございます。橋梁、高架道路、高架鉄道等の修繕が11件と多くなっております。こちらは、全て橋梁の維持補修工事でございます。景観計画重点区域では、RC柱、鉄柱、木柱の新築が10件と多くなってございますけれども、こちらは全て携帯電話の基地局の設置に関するものでございます。

届出協議の事例を抜粋してお見せしたいと思えます。

上に載せてあるのが円山動物園のアフリカゾーンでございます。

いろいろ協議してございますけれども、一部抜粋として書かせていただいております。動物園としての用途や特性を踏まえた色彩計画となるよう協議を行っているという事例でございます。

二つ目の明治安田生命札幌大通ビルでございます。

こちらは、大通に面していて、かつて温度計が有名だったビルかと思えます。協議事項としましては、公園に面するファサードに組み込まれた温度計表示方法等について協議を行っております。

以上、簡単ではございますけれども、平成26年度の届出状況についてご説明いたしました。

○濱田会長 ありがとうございます。

ここまでのことに関してご質問等があればお願ひします。

○廣川委員 明治安田生命札幌大通ビルの協議内容はどのようなものなのですか。温度計が

ついているのはわかるのだけれども、何を協議したのですか。

○事務局（都市景観係長） 温度計だけではなくて、例えば外壁の色について協議をさせていただきました。

○廣川委員 外壁のガラス面の白いやつですか。

○事務局（都市景観係長） ガラス面ではなくて、黒っぽいところがあったり、白っぽいところがあったりするかと思うのですけれども、例えば、その面積の割合とか、アクセントとしてどういうふうに見えて、どういうふうに考えているのかといったところを協議させていただきました。

○廣川委員 デザインですか。

○事務局（都市景観係長） そうです。主には景観上の見た目の協議をさせていただいております。

○廣川委員 それは、順調に事が運んだのですか。

○事務局（都市景観係長） はい。我々が持っている基準と照らし合わせて支障がないと。

○廣川委員 支障がない……。

○事務局（都市景観係長） 協議をさせていただく中で、多少変えてもらったところもあると思いますけれども、そのうえで景観を阻害するものではないと考えております。

○濱田会長 ほかの委員からありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○濱田会長 今、廣川委員がおっしゃったように、具体的にどんなことが話題になって、結果はどうなったのか、さらには、そのことによってよくなった部分があるのか？どのように良くなったのか？というところがとても気になると思います。

○廣川委員 あそこは、うるさい場所で目立つ場所だから、いろいろな外野席の圧がかかってくる場所なので、それを聞いただけです。

○濱田会長 以前のビルの印象もおありかと思いますが、今回、届出制度をこのように変えて行きたいという状況の説明だと思います。これまでの議論の中でも、景観上の阻害要素・要因への防止的対応という消極的な部分からより踏み込んで景観の質を高める方向へ誘導できるような仕組みにつながる届出でありたいというお話もあったかと思えます。

○廣川委員 物によっては、おさまっているものを聞いてもしようがないのです。差し支えなくて非公開の中で、特にこういうところで丁々発止をしたとか、そういうものが聞きたいのです。決まってオーケーをとったものに一々逆らうということではないのです。そういう事例を事務担当はなかなか出さないだろうけれども、そういうことも聞きたいと思えます。

○濱田会長 これまでのご報告の中では、届出をする事業者側なり専門家側にかかなりの備えもあって、大きなトラブルにはならずに来ているという状況の説明は以前にあったと記憶しています。

今後に向けてさらに検討して行くということによろいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○濱田会長 それでは、議事(2)の都市景観基本計画と景観計画の見直しと、見直し後の計画の構成に関して、ご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局(都市景観係長) 引き続きまして、都市景観基本計画、景観計画の見直しについてご説明を差し上げたいと思います。

まず、見直し検討スケジュールでございます。

お示ししていますのは、昨年度のスケジュールでございます。

昨年度は、見直しの必要性から始めまして、景観施策のあり方や、そこから具体的な施策の内容をご議論いただいております。それと並行しまして、市民アンケート等をしながら検討を進めさせていただいていたところでございます。

今年度に入りまして、今年度の第1回が本日ですが、見直しの方向性のその2としまして、見直し後の計画構成等をご議論いただければと考えております。

また、次回以降、骨子や素案をお示しさせていただきながら計画を確定させたいと考えております。

それと並行しまして、条例につきましても必要に応じて検討を進めていきたいと考えているところでございます。

引き続き、見直し後の計画構成等についてご説明させていただきます。

まず、ご覧いただいておりますのは、都市景観基本計画及び景観計画の位置づけということで、昨年度の第5回審議会でお示しさせていただいたスライドをそのまま載せております。

前回は、都市景観基本計画と景観計画はこういう内容になっていまして、課題があるのではないかということをお示しさせていただきました。

その中で、課題としましては、景観計画の上位計画である都市景観基本計画が景観施策に関する内容を網羅していないということと、計画の進行管理の仕組みがないということ課題として挙げさせていただいております。

また、景観計画の課題としまして、都市景観基本計画と景観計画の内容が重複しているのではないかといたるところを上げさせていただいたところでございます。

それから、これも前回にお示しさせていただいたスライドですけれども、都市景観基本計画の見直しのポイントとしましては、都市景観施策のマスタープランとして、景観施策全体を網羅した内容とする、もう一つは、進行管理の概念を追加し、ロードマップや成果指標の設定を検討するというところをお話しさせていただきました。

景観計画の見直しのポイントとしまして、法に基づく施策展開の根拠としての役割に特化して内容を再整理してはどうかというお話をさせていただいたところでございます。

これらを踏まえまして、計画体系図の案がこちらでございます。

まず、景観に関する方針、計画を左側の中段に載せております。(仮称)札幌市都市景観マスタープランと書かせていただいておりますけれども、現行の都市景観基本計画を少

し直したものと札幌市景観計画で構成されるものとなります。

現行の基本計画部分につきましては、施策全体を網羅したものにしたということと、進行管理の概念を追加してロードマップや成果指標の設定を検討するということとあわせまして、内容の重複を整理していきたいと考えているところでございます。

それら二つの計画に基づきまして、具体の施策ということで少し下を書いてございますけれども、届出、景観重要建造物等については札幌市景観計画で法に基づく内容が書かれてございますので、それらに基づきました施策をしていくということと、景観まちづくりであったり、景観資産の話であったり、普及啓発というものは基本計画部分から施策をしていく部分と考えているところでございます。

景観に関する方針、計画の上にある上位計画でございます札幌市まちづくり戦略ビジョンがございまして、そちらに即することになろうかと思えます。

また、各種関連計画等ということで、ここでは三つ挙げさせていただいています。これらと景観施策全体としては整合、連携を図ってやっていくということと、札幌市都市計画マスタープランにつきましては、都市計画区域の中にあつてはということですが、札幌市景観計画は適合しなければならないことになっておりますので、そういう関係性でやっていくということでございます。

そして、下に行きまして、我々景観の施策だけではなくて各種関連計画に基づく施策なども含めまして、さまざまな取組によって良好な景観形成を図っていきたいということでございます。

続きまして、現行の基本計画部分の（仮称）都市景観マスタープランの構成（案）でございます。

内容が細かくなっておりますので、配付資料3をお配りしております。こちらをもとにご説明させていただきたいと思えます。

左側の縦の柱に、前提、理念・目標・基本姿勢、方針・方策と書かせていただいております。

まず、前提につきましては、序章のあたりで背景・経緯について書かれるものではないかと考えております。

そこには、近年の景観行政の動きや社会情勢の変化、もしくは、上位計画の策定といったところを書いていきたいということです。

続きまして、目的と位置づけです。

計画の目的、対象、対象区域、目標年次と計画の位置づけについて書いていきたいということです。

続きまして、第2章の札幌の景観特性と景観施策の経緯等ということで、札幌の景観的特徴や景観施策の経緯と現状を書いていくということで、これら第2章までで前提の部分を構成するのではないかと考えております。

続きまして、第3章で理念、目標、基本姿勢を掲げさせていただいております。

内容は今後の検討になりますが、理念につきましては、目標全体を貫く基本的な考え方・コンセプト、目標につきましては、札幌の景観もしくは景観施策の目指すべきあり方、基本姿勢につきましては、目標を実現させるための取組を進める上での基本的な姿勢を書かせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

引き続きまして、方針・方策ということで、第4章で良好な景観形成の方向性を書かせていただいております。こちらは、現行では景観計画に記載されております良好な景観形成の方針の部分をごらんに持ってきてはどうかと考えているところでございます。

その中で、全市的観点から考える景観形成のあり方と、地区別の方向性として市街地区ごとの特性に沿った景観形成について、都市計画マスタープランと整合を図りながら記載していきたいと考えているところでございます。

最後に、第5章の目標実現のための取組です。これまで、具体的な施策ということで何度もご議論いただきましたけれども、地域ごとの景観まちづくりの取り組み、景観資源の保全・活用、届出制度の運用、普及啓発の取り組みといったところを書いていきたいと考えております。

右側の中段にキーワードと書かせていただいております。理念、目標、基本姿勢等につきましては、現行のものもありますので、それを踏まえまして、今後、検討していくことになると考えております。

こちらに挙げているものにつきましては、上位計画等でうたわれている言葉や、過去の審議会でお示しした言葉などをキーワードとして一旦載せさせていただいているものになります。

現行の基本計画で掲げております理念や目標といったものがこちらのスライドです。

まず、1番の景観形成の基本理念ですが、「透明感と輝きをもった美しい北の都市をつくりあげる」を理念として掲げております。

景観形成の目標として五つ掲げております。

一つ目は「環境と風土を生かす」、二つ目は「四季の移ろいを生かす」、三つ目は「歴史から学び未来に育てる」、四つ目は「すべての人にやさしい視点をもつ」、最後は「みんなの力で積み重ねる」の五つの目標を現行の基本計画では掲げているところでございます。

引き続きまして、景観形成の基本指針ということで10個掲げております。

「街路都市から街並み都市へ」「地形を生かす」「自然と調和するまちづくり」「緑を守り、育てる」「潤いある水辺を演出する」「快適な道路空間をつくる」「魅力ある拠点をつくる」「時を演出する」「ヒューマンスケールのまちづくり」「防災に配慮したまちづくり」といった10個の基本指針を掲げています。

普遍的な部分につきましては、基本的には内容を継承していくかと思っておりますけれども、目標と基本指針につきましては、内容の重複とか一部次元が少し異なっているように見受けられるところがあるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、景観計画です。

先ほどもお示ししましたけれども、平成26年度第5回審議会のスライドをそのままお出ししています。

景観計画の見直しのポイントとしましては、法に基づく施策展開の根拠としての役割に特化し、内容を再整理するという点をポイントとして前回お話しさせていただきました。

それを踏まえまして、現行の景観計画の目次はこのようなになっております。

目的、意義から始まりまして、区域、景観形成方針、行為の制限、景観重要建造物等の指定方針、屋外広告物に関する事項、関係法令等の関係性、協働で進める景観づくりといったことが現行の景観計画には記載されているところがございます。

法に基づく施策展開の根拠として役割に特化するという観点で整理しますと、こちらのスライドのとおり、黒いところが法に基づいて記載すべきところで、グレーのところは任意で書いているところになります。

これを少し見やすくしますと、次のスライドの四つの目次になっていくのではないかと考えているところがございます。

1番は景観計画の区域、2番は良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項ということで、内容としましては、景観計画区域の中の内容と景観計画重点区域の内容の二つを記載するところになるのではないかと考えております。3番は景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針、4番は屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項。こういった目次構成になるのではないかと考えているところがございます。

以上、見直し後の計画構成等についてご説明をいたしました。

○濱田会長 ありがとうございます。

これまでも議論にあったように役割分担を明確にして、幾つかのことが盛り込まれているとは思いますが、いかがでしょうか。

○廣川委員 先ほどのことに戻るのですけれども、資料の4ページの届出件数の建築物の中で表の下から二つ目のぱちんこ・遊技場とありますね。これの基準値はどの辺のことを言っているのですか。

例えば、パチンコ屋は逆に言うと目立つように派手にしないとだめなのです。そこがどこまでのレベルで届出て、許可になるのか、ならないのか、認可されるか、されないかというのはどんなものですか。

○事務局（都市景観係長） 基本的には、1万平米を超えるものですか、大規模なものが我々に届出を出すことになっております。そういったものにつきまして、周囲のほかの建物がどういう状態になっているか、例えば、色です。ほかの建物の色がどういう色になっているとか、どういう模様になっているかというところをひもときながら、届出を出していただいた建物について、色とか形が景観に影響を与えるか、与えないかというところを協議させていただいております。

その上で、届出ですので許可ということにはなりません、支障がないということで通知書を出させていただいています。

○廣川委員 1万平米ですね。

○事務局（都市景観係長） そうです。1万平米と、例えば、高さが31メートルを超えるものや、場所に応じて変わってきますけれども、そういう大規模なものが対象です。

○濱田会長 基本計画と景観計画の役割を少し明確にしようということでの構成案が出ているということですが、いかがですか。

○斉藤委員 計画のタイトルが都市景観マスタープランということで、これまで景観基本計画と景観計画と非常に似通ったタイトルだったものがわかりやすくなったという感じはします。

その上で、役割分担というか、重複しているものはこちらでということ整理されていますが、今まで景観計画にあった札幌景観資産の指定方針はマスタープランの景観資源の保全活動ですか。そちらで指定もやり、活用後の方策もやるという整理をされているのですね。

○事務局（都市景観係長） はい。

○斉藤委員 先ほどご説明を聞いていて、もう一つ気がついたところがあったのですが、また後でお聞きします。

○西山委員 札幌市都市景観マスタープランという名称は、（仮称）がついているということは、まだ検討の余地があるのですか。

○事務局（都市景観係長） はい。

○西山委員 では、なぜ「都市」がついているかということに関して明快な理由はあるのですか。

要は、「札幌市景観マスタープラン」ではなくて、「都市景観マスタープラン」の「都市」はなぜついているのですか。

○濱田会長 それは、この審議会も「都市景観審議会」ですね。私は小さなまちにかかわることも多く、そこでは「景観審議会」と言っていますが、こちらは「都市景観審議会」になっていますね。

○西山委員 それは、慣習みたいなもので、これまでの成り行きですか。

○事務局（地域計画課長） 一部推測も挟まりますけれども、規定上の話でいくと「札幌市都市景観条例」となっていて、景観に関する取組を始めた出発点から都市に主眼を置いた取り組み積み重ねてきた歴史があります。

一方で、景観法という新しい法律ができて、景観に関しては都市部以外も含めて、私がお説明するまでもなく非常に幅広い概念で新しい法律ができたわけですが、日本全国の景観行政の重点ということと照らし合わせると、札幌市における景観について主眼は都市部、軸足はそこに引き続きあるだろうという判断があって、景観条例自体も法律ができた後に抜本改正をしているのですけれども、名称の変更まではする必要がなかろうという判断を

結果的にしているはずです。

我々も、「都市」はなかったらどうなるのだろうということを内部的には議論していた経緯もあるのですが、条例を一旦抜本改正したときに、結果論かもしれないですけども、一度判断はしているはずなので、最終的な施策の力の入れどころから考えても、名前としてはこのままということでもいいのではないかと考えています。仮称ではあるのですが、一旦、その形で提案させていただいたという経緯でございます。

きちんとした説明をし切れない部分もありますが、実情はそんな形です。

○西山委員 時代の流れの中で、今こそ議論すべきではないかと思えます。以前、私はここで発言したことがあると思えますけれども、札幌市は、田園部、農村部、自然部を含めてあらゆる景観を持っている非常に稀有な200万人に迫る都市でありながら、全ての要素を持っているという非常にリッチな自治体です。多分、日本でもほかに余りありません。

そういう中で、今からの札幌の景観づくりは、今までのように都市化がどんどん進んでいくだけではなくて、札幌市全体として魅力をどうつくり出していくかということの議論もこれまで出ていて、何よりも都市計画区域は全域にはわたらないけれども、景観はたしか全域にわたっているのですね。

そういうことを考えると、昔は都市部のことを考えることで精一杯だったと思えますけれども、もう「景観マスタープラン」にしてもいいのではないかという議論が見直す景観の方針にも大きくかかわってきます。

ですから、単に名前の問題ではなくて、私が先ほど申し上げたような札幌市ならではの、日本の政令市や大きな都市として珍しいぐらい札幌市が景観的に豊かなまちなのに、昔は手が回らなくて都市のことしかやらないというのはおかしいのではないかという議論をしてもいいのかという質問です。

○濱田会長 多分、景観資源等の保全、活用といったときに、自然系のところの保全活用のこと抜きには語れないだろうという気もしますので、今の西山委員のご提案は、結果的にはどう方向づけるかに関してはいろいろな考え方がありますがけれども、基本的にはこの点をしっかりと議論すべきではないでしょうか。

それから、私からも21ページの景観計画区域のところ、全市共通事項と市街地区分に応じた事項という書き方になっています。このときの市街地区分というのは、景観特性なり景観構造と連動した区分には必ずしもなっていない可能性がありますね。その辺も今の西山委員のご指摘と関連するのではないかという気がします。

○西山委員 市街地という言葉は、都市計画の専門用語で言うと都市的土地利用をなされている地域ですね。ということは、いわゆる田園地域とか農村地域とか自然地域は含まないということですね。これも矛盾しますね。矛盾しているというより、実は本音がこうなっていて、市街地しかやらないということなのかという気もしなくもないですね。

だから、ざっくばらんにというか、実際、マスタープランはどこを扱うのか、全部扱わないのか、なぜ景観計画区域を全部入れているのですか。

例えば、1968年あたりに都市計画区域という考え方がはっきりしたときに、最初は線引きして市街化区域と市街化調整区域を分けて、市街化区域のことを基本的に一生懸命やって、調整区域は待っておけということで、まさに市街化区域と市街化調整区域という用語に理念が用語にあらわれているわけですね。

そういう意味からしても、景観計画区域があたかも市街地と市街地外に分けられているような言葉遣いに見えなくもないです。

だから、全市共通事項の次は、地域区分に応じた事項というのだったらわかります。そうすると、濃淡はありますが、全ての地域は当然入ります。

ざっくりばらんにこの規定に流れている考え方を事務局にもうちょっと考えていただいて、ここで議論できるのであればしたほうがいいのではないですか。

○坂井副会長 私も、今の意見は全くの同感です。

私は、2回目か3回目の委員会でも申し上げたと思います。どうして「都市」がついているのかということは前から申し上げていまして、地区ごとのことを考えなければいけないのに「都市」がずっとついているのはどうかと申し上げたので、私も同感という意見が一つです。

二つ目は、質問ですけれども、タイトルについてです。なぜマスタープランというタイトルにしたかということ聞かせてください。基本計画がマスタープランですね。

○事務局（都市景観係長） 景観に関する施策の目標、そういうところから基本的な計画をまとめるということと、進行管理の概念等もありますけれども、いろいろ踏まえた具体的な施策の実行計画部分も持たせたいということも含めて、トータルでの計画という意味合いでマスタープランとさせていただいております。仮称ですけれども、一旦、このように提案させていただきました。

○坂井副会長 ここからは意見ですけれども、最初にマスタープランと見て私が率直に驚いたのは、2点あります。

1点目ですが、右側のボックスを見てわかるように、まちづくり計画みたいなものがあってマスタープランというように、都市計画の中でマスタープランは進行管理の概念だから10年ごとに見直して、今も札幌市は見直していると思います。そういうふうに理解すると、景観の中でマスタープランが一番上位に来ているわけです。マスタープランというのは、ある意味、日本の都市計画の中では一般名詞から特殊名詞になってしまっているので、ここに付けるのはどうなのだろうということです。

2点目は、進行管理の概念を追加したいという考え方はよくわかるのですけれども、景観行政をどこまで進行管理できるのかということです。これも前に申し上げましたが、景観法は、開発があったときに発動するものなので、住民参加というところは進行管理があるのかもしれませんが、実際のまちづくりの中で進行管理をどこまでできるのかと思うのです。それは大事だし、言いたいだけけれども、実際はどうなのかなということが疑問でした。

○濱田会長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。この場での即答は難しいところもあるかもしれません。

○事務局（地域計画課長） 繰り返しになりますけれども、マスタープランという名称は、最終決定は我々が判断したわけではないのです。

坂井副会長の1点目のご指摘は、都市計画マスタープランとの上下関係からしても非常に複雑なのではないかというご指摘と理解してよろしいですか。

○坂井副会長 そうです。あと、マスタープランをつくりなさいというふうにもうなっていますね。

○事務局（地域計画課長） 都市計画法です。

○坂井副会長 マスタープランという名称は、今や都市計画の中で少し特殊な用語で一つのものを指し示すことになってしまっていて、一般的にプランのうちのマスターですみたいな感じではないので、札幌市以外の方が聞いたときに混同されるのではないかと考えています。

○事務局（地域計画課長） 我々が一旦ここでお示しした考えの順番を再度ご説明させていただきます。

最初の取っかかりは、斉藤委員がおっしゃっていただいたとおり、基本計画と景観計画という中身を全然あらわしてなくて、誤解を生む原因の一つが名称にあるのではないかとこのところから始まりました。ただ、白抜きにしている景観計画は法律で名称が確定していますので、そこはロックせざるを得ません。ここは計画であれば「基本」をつけるということで現状はあるわけですが、その上下関係が非常にわかりづらいので名称を変えたいということで、計画なので「方針」にしてはどうかという議論も正直あったのです。「景観形成に関する基本的な方針」です。ただ、それだと名称としては長過ぎるのではないかと。

一方の都市計画マスタープランも、法律上は都市計画に関する基本的な方針を定めなさいということで、通称マスタープランは定着しているのですが、その関係からすると、景観の分野なので、マスタープランと言ったほうが我々の内部的にはしっくりくるなというところで一旦仮置きをさせていただきました。ただ、あくまで仮置きの状況ですし、いろいろな見方をしますと、坂井副会長からのご指摘のとおり、言葉にすると1文字しか違わなくて、これが本当に適切なのかということも正直あります。名は体をあらわすではないですが、市民も含めて何を書いているかをきちんとわかっていただくような名称はあるはずだということもあって、（仮称）をつけて、内部では絶賛募集中と言っています、引き続き議論したいと思っています。

これは、宿題として、継続で預らせていただければと思います。

もう一点は、本当に大事な部分で、「都市」をつけるや否やというところのご指摘です。

ここも重複してしましますが、一旦の施策として届出関係がきいているのは、圧倒的に市街化区域内です。調整区域は、今の基準であるということもあって、必ずしもコミット

し切れていないところがあって、条例の名称を含めてこういう名称になっているわけです。

今日は、全体の構成の再整理のお話なので、具体的な中身をお話できていませんけれども、届出制度ですとか、他の4本の柱です。昨年の1年間でご議論をいただいた4本の柱は、今、追いついていませんが、制度設計をどうすべきかと内部で議論していますので、その際に都市から一步踏み出す、今も全市としているわけなので、その意味はどうあるべきかということの中で再度検討した上で名称のあり方を含めて宿題としてここも預からせていただきたいなというふうに思います。

今、ご説明できるのはここまでです。

○西山委員 直近の全国の自治体がどうなっているか、僕もちゃんとわかっていないのですけれども、景観計画を一般的には法の条例をと言うべきなのでしょう。

とにかく、ここで言うところの狭い法に基づく部分と自治体独自の部分を一般的には景観計画の中に両方入れて委任部分みたいなものを含んで、必要なものはちゃんと含んだ上で自治体独自のものを独自の条例に基づいてやるというのが一般的かと思っていました。ただ、一般的なのはどちらなのか。今は比較的大きな都市が委任部分だけをストックに景観計画という名前と呼んで、それ以外は景観計画ではない名前で行っているみたいなことは、前例的にはどんな感じなのか。

○事務局（都市景観係長） どちらのパターンもありまして、どちらが主流なのかというところまでは調べ切れてはいないです。

○西山委員 ですから、景観に関する計画という意味では、景観計画は一つあって、基本的な方針があって、計画があって、それが事業とか具体的な施策を動かしているというのがわかりやすいような気がするのです。

景観法の理念から考えると、道具立ては法律で用意します、それにかかわる内容については、訴訟になっても法的にバックアップしますと言って、しかし、景観はそんなふうに国が全部枠組みを決めて動かせるものではなく、自治体ごとにバリエーションというか、自治体の状況に応じた景観施策はあるので、最低限のところは法で担保しますが、あとは自治体でユニークに考えて、法の部分とそごがない形でうまくやってくれというのが景観法の考え方だと思うのです。

そう考えると、景観計画を切り出して、これだけに特別な力があって、他のものは景観法ができる前の景観条例でやっていたような、何となく条例に基づいてお願いしますみたいな感じでやるように見えてしまうのです。ちょっと意地悪な見方をするとですね。

そうではなくて、法に基づく、基づかないというのは、もし最終的にそれが訴訟などになったときには確かにきいてくるけれども、市が条例としてやるということに関しては、法に基づく場所であっても、基づかない委任部分ではないところであっても、市としては同じ思いで、札幌市としてトータルな計画を動かしているとしたほうが、市民もわかりやすいし、いいのではないかと考えます。

私はそう思うのですが、そうしないメリットとするメリットみたいなものは、この話の

流れは、従来の基本計画と従来の景観計画がダブっていたり、抜けたりしているからという問題意識に基づいて、これがどんどん出てきたのです。しかし、そうではないのではないかと思います。私が今言ったような整理の仕方です。ソリューションはあり得るわけで、それなのに、なぜこちらにしたのかと思うのです。

一手間が抜けているような気がするのです。突然、これをどう考えるかという話は違うような気がするのですが、どうでしょうか。

○事務局（都市景観係長） 景観計画の中に、今、我々がマスタープランと仮置きしている中身の内容の理念や目標なども全部盛り込んでしまって、一つの景観計画として出したほうがよいのではないかとということです。

○西山委員 要は、札幌市が扱う景観に関する計画は一つであるというほうがわかりやすすくないですか。

○事務局（都市景観係長） 法に基づく景観計画という側面と景観に関する計画という側面と合わせて景観計画を一本でということですね。

○西山委員 景観計画なんて言葉は法律ができる前からみんな使っていたわけですから、法律が景観計画という名前を使ったから、委任以外の部分はいいのかとか、そこまで気を使わなくてもいいのではないかと思います。

そういう指導か何かは国交省からあるのですか。

○事務局（都市景観係長） ありません。

○西山委員 特にあるわけではないのでしょうか。

○濱田会長 大事なところなので、他の委員の方々からもご意見を頂きたいのですが、小澤委員はどうお考えですか。

○小澤委員 今のお話は、そうだよなと思って聞いていました。例えば、15ページの目次を見ていて思ったのですが、最初に序章があって、背景・経緯ですね。第1章で目的と位置づけと、第2章で札幌の景観特性と景観施策の経緯等という順番になっているのです。今のお話をお伺いする中で、例えば、目次にもそういうところがあらわれているのではないかと思います。私でしたら、序章の背景・経緯のところと札幌の景観特性と景観施策の経緯等が最初にぼんと来て、では、目的と位置づけをどうするのかという順番で考えて書いたほうが、書きぶりも力強くなってきますし、頭の中が整理されてくると思います。

ですから、この目次を見る限りでも、今、西山委員がご指摘されたような枠組みの前提でお考えになっているのかなと思うのです。そうではなくて、第2章は、今回、仮にマスタープランと称すると、そういうものつくろうとする一つの大事な要因といいますか、バックグラウンドとしてあるべきではないかと思うのです。

別に論文指導しているわけではなくて、目次の細かいところも考え方が出るのではないかと思います。発想を変えると書き方も変わると思います。

○斉藤委員 昨年度からの審議会の中の議論は、景観基本計画と景観計画をどういうふう

に見直して区別していくかということで、今、西山委員が指摘された点は、余り深く議論してなくて、一つでいいではないかという意見はなかった。事務局からも、これはこれで整理し、これはこれで整理し、それで役割分担するというので、我々も意見を出してましたから、今、委員が指摘された点はこの計画の見直しの大事なところだと思うので、スタートラインに戻しての議論が必要なのではないかという気がいたします。

○濱田会長 先ほどの小澤委員のお話にあったマスタープランの構成（案）の中の第2章で、景観的特徴と景観施策の経緯と現状等があって、ある意味で目標がありながらもそれをきちんとやるには、欠けているところがまだまだあるから、そこをしっかりとやろうという流れになって理念が述べられるという構成になっているようです。その方向性でいったときに、見直し後の目次案という格好にしかならないのかというあたりが気になる場所ですね。

○西山委員 逆に、ご苦労というか、この二つに分けていく理由ですね。14ページを出してください。

これを見ると、例えば、届出、景観重要建造物の指定という問題と札幌景観資産を左右で分けています。要するに、片方は緩やかな登録制度みたいなもので、実際には指定という言葉を使っているのですねという議論を前回したのを覚えています。とはいえ、緩やかで、今後、包容力を持ってもっと資産を集めていく、登録してみんなで活用し、伝えていこうという話と、景観重要建造物としてばしっとかなりかたくやるものを一緒に扱いにくいということが一つの例としてあるのかなと思うのです。

だから、施策イメージからしたときにはこのように分けたほうがよくて、そういうことは非常にメリハリをつけてやるのが大事だけれども、それが景観計画の中にあっているという考えはあるのです。多分、事務局は、そういうことを考えていくと分けたほうがいいと。法に基づくものはきちりそこでやっておいて、自由にとというか、独自にやるものはこちらでやるとしたほうが施策展開上はやりやすいということなのかなと思います。あえて私が勝手に解釈すると、そういうことなのです。

○事務局（地域計画課長） まさしく、そういうイメージです。

いろいろな自治体の事例があって、我々も全てを分析したわけではないのですが、景観計画を定めるときに、複数の計画を持って届出行為だけを個別に地区ごとで定めてという自治体もある中で、ある種、ざっと全市にかけて実際は届出部分だけを担う計画になっています。

内容的には非常に重複がある形で二つの計画を持っていたという印象なのですが、条例にさかのぼれば、基本計画をまずつくって、基本計画に基づいて法に基づく計画をつくるという立てつけに今の条例はなっていて、その中で、結局、役割分担が曖昧になっている、重複しているという状況があります。しからば、あくまで条例に基づいて全ての景観施策を進めていくと。

西山委員がおっしゃったように、やわらかいものも含めて一通りのことが全部入ってい

るというように集約して、景観計画は、都市計画の制度で言えば、片方がマスタープランで片方が地区計画と整備計画の制限だというぐらいに分けてしまって、割り切ったほうが条例の今の体系からいってもわかりやすいのではないかとということが内部的な議論ではありました。

○西山委員　そういう議論の末にこうなっただろうと思います。ただ、最初に私が申し上げたように、普通に考えると景観計画は一つだと思います。市民にとっては、法に基づく景観計画とそうでない景観計画などというのは区別がつかない。日本の500ぐらいの自治体は、法ができる前の景観計画のほうがはるかに経験があるわけです。

そういう意味では、景観計画というのは、法のためにある言葉ではなくて、我々が景観のための計画としてつくるべきものであって、その中に後から出てきた景観計画法の委任部分があるという形でいいのではないかと思います。そちらのほうが自然な気がします。

別に、去年までの議論をひっくり返すのではなくて、去年も、斉藤委員が言われていたように、何となくそういう前提で来ていたけれども、いよいよこういう形になったときに、もう一度考えてもいいし、そうかといって、過去に議論したことが無駄になるわけでも何でもないの、私としては一つにしたらどうですかという意見です。

それから、最初に申し上げた市域全域というか、「都市」がつくかつかないかです。この話は別問題なので、両方とも議論をして、ちゃんと答えを出したほうがいいと思います。

○濱田会長　説明資料の16ページに上げられている目標がありますね。この目標をきちんとやっていくための施策の体系があって、その中で法律に基づいたツールとして有効に使えそうな部分があってという方向での整理の仕方ではないかと思います。

中でも、市民とともにやるというあたりで言うと、制限とか何とかという部分とは別の取り組みも含まれてくるはずなので、その辺も含めた見直しという観点が事業者にも市民にもちゃんと伝わる伝え方をするために、計画の名称や構成がどうあるべきかということではないかと思うのです。

いろいろなもののネーミングは、中身と名前は本来であればきちんと一致していくべきだと思いますので、これらの議論の中身、それから、施策で具体的にこういうこととこういうことを従来と違う施策として新たに盛り込もうとされていかれるのであれば、それを表す計画の内容としてどういう構成がいいか、名称がいいかという形での検討が必要かと思えます。

○坂井副会長　今までのお話を聞いて、私が質問したときに、課長から、マスタープランについては方針とか指針という案もありましたというお答えがありました。ですから、例えば、札幌市都市景観マスタープランとあるところを札幌市景観指針みたいなざっくりとした指針で、その中で景観法に基づいてという感じで景観計画があるというふうにするか、西山委員がおっしゃるように、景観計画ということで、物としては1個なのだけれども、役所的にこの部分は景観法から来ている部分の計画だという使い分けをする。その2本立てで、ほかのものどこまで整合がとれるかということを考えていただくのかなと思いま

した。

もう一点は、小澤委員がおっしゃられた第2章が序章に入るのではないかというお話も、今のつくり方は、一番上のボックスの三つ目のポイントにまちづくり戦略ビジョンとか都市計画マスタープランが入ってきているので、この前のスライドの右側のボックスに対する景観の考え方がこうで、そこからこのように進んでいっていますという目次立てになっているのではないかと私は思ったのです。それに対して、小澤委員は、右のボックスは右のボックスで、左側は、このまちは景観でも随分やってきているのだから、いきなり景観はということで始めてもいいのではないかというご意見だと思っております。それもどちらもあるなという気がしています。

今、都市計画マスタープランを見直しているからということもすごくあるのかなと思います。もちろん、整合性をとらなければいけないし、一緒にやらなければいけないのだけれども、景観はここまでやってきたのだからという点で小澤委員がおっしゃるような景観はということから始める書きぶりもあると思います。そのあたりも、横を見るのだけれども、やっぱり、都市計画全体の中で景観をやっていきますというふうにして、今のとおりにするのか、これは市役所の方のこれから10年間のやり方を表明するようなものだと思うので、それもどちらにするかといういろいろな資料をつくっていただいて議論ができればいいなと思います。

○小澤委員 今おっしゃっていただいた景観という書き方をすると、自動的に「都市」はとれてくるのではないかと思います。そもそも、札幌の特性はどういうものか、今まで何をしてきたかということ積み重ねていくと、当然、そういう考えになってくると思うのです。

ただ、今おっしゃったように、右側の流れから来ると、多分、残るのです。そういう意味での分かりやすさはあるのかもしれませんが、どちらに軸足を置かれるか、市の方でお決めにならなければいけないと強く思いますね。スタートのところとしてですね。

○事務局（地域計画課長） ありがとうございます。

この場で全て判断し切れないのですが、今までもそうだったのですけれども、施策のアウトプットと基本的な理念を含めた体系を行ったり来たりしながら我々も試行を重ねているところがあるので、この場ですぐに結論よりも、次回以降、今度は中身の構成にぶら下げていく施策のイメージも議論を深めて再度ご議論いただきたいと思っておりますので、そこもにらみながら、名称あるいは体系を含めて一番いい形はどうかということをお我々でも再度検討を続けたいと思っております。

次のスライドで、目次案も補足させていただきます。

今、第2章の2個目に書いてある景観施策は、いつか、上にあったこともあって、どこで語るのがいいのかというのは我々内部でも結論を出し切れずにいるところなんです。どうしても文字にしてしまうとコンプリートしたように見えてしまいますけれども、もしかしたら章立ても増えたり減ったりということもまだまだありだと思っております。

少なくとも、1年間ご議論いただいたのは、第4章と第5章で、特に第5章の部分です。この四つの柱も本当に4本なのかということもあるかもしれませんが、最終的にここで何を新しく打っていくのかということ計画にしっかり位置づけたいと思っていますので、そこにしっかり書き込めるように頭の章の並び方を含めて、あるいは体系や名称をきちんと議論していきたいと思います。

その際に、繰り返しになってしまいますが、今、都市景観条例の立てつけが一方で厳然としてあるので、そこは聖域にしないでと言うと変ですけれども、条例の見直しも含めて、再度、中でもきちんと可能性を検討していきたいと考えています。その際には、当然、条例ですから、議会を巻き込むというか、議会でご審議いただいたということになるのですけれども、スケジュールとして、どういう条例見直しのスケジュールがはまってくるのか、そのチャンネルもセットで内部で検討させていただきたいと思います。

○西山委員 一つ前に戻してもらいたいのですが、坂井副会長から整理をいただいて一層わかるのですが、要するに、都市計画と景観計画は実際の事業規模とか歴史を見ると全然違うのです。しかし、景観ができたときに、整合性は大きい必要でありながら、決して都市計画が上位計画ではないわけです。しかも、最初に私が申し上げたように、エリア的には景観計画のほうが広いわけです。だから、どんなに都市計画を頑張っても景観計画のエリアをフォローできないわけです。だから、逆に言うと、景観計画が持っている大きな枠組み、方針を具体的に実現していくのに都市計画がかなり機能していると。要するに、過去の経緯から言うとおかしいと思うし、遠慮があったりすると思いますが、そうではないということです。

都市計画というのは、人がまちで死なないためにつくられてきた計画です。病気にならない、火事で死なない、地震で死なない、水害で死なないためということで、一番基本的に重要なことをやってきたものです。しかし、美しい都市をつくるためのものではなかったわけです。だから、景観法ができました。都市を魅力的にしよう、ある程度インフラを整って、人が死ななくなったまちをこれからどうしていこうかというときに、景観計画はこれからの時代でリードしていく重要な計画なのだという事です。

ですから、景観計画はあくまでも景観計画として自立した価値観というか、考え方のもとで、むしろこれからは都市計画を大いに活用して景観計画を実現していくのだという発想の転換があっていいと思うのです。

口で言うほど簡単なことではないことはわかった上で、それを今からしっかりとやれるようになればね。要するに、よく言われているのは、国の委員会でも言っているのですけれども、これからの景観は土地利用をコントロールしなければだめだと言われています。そうすると、都市計画が扱ってきたものに大いに介入していかざるを得ないというか、ある意味、都市計画の指針を示さなければいけない部分にもなってくるという景観計画の責任の重さですね。一方で、贅沢行政ではなくて、その都市が未来に発展していくためには欠くべからざるものである。その辺を市役所の中でうまく考えて、札幌市の景観計画はど

うすべきだと考えてほしいと思います。

言っても言わなくてもいいことで、申しわけないです。

○濱田会長 これまでの議論の中でも都市計画サイドのさまざまな事業、公共も民間も含めて、それに対して景観づくりの目標と矛盾するようなところを何とかコントロールしようという施策で取組んで来たけれども、これからはめざすべき目標へ向かって誘導するような施策でありたいという議論が随分されましたね。その方向性でいくとすれば、そこまで踏み込んだ構成にしたほうがいいのではなかろうかということだと思のです。

私たちが景観をやっていると、景観というお財布はないのだとよく言われていました。道路はある、橋梁はある、土地利用はあるけれども、その結果でこういう景観ができるという言い方でした。そうではなくて、理念と目標が先にあって、土地利用もコントロールしていく、建物もコントロールしていく、道路のつくり方もコントロールしていくということが本来ではないかと思います。ある意味で、その方がより資産価値が上がるし、観光とか経済行為に関してもプラスの部分が大きくなる効果があるという議論をしながら景観法の枠組みに向けての話があったかと思います。

今回、まちづくり戦略ビジョンは、まさにそれに近い流れになっています。そうだとすれば、それに沿ったあたりをもう少し色濃く出されてはどうかというのが今のお話だと思います。それをどこまでやれるかについては、今、西山委員がおっしゃったように今後の議論の中で具体の施策で準備できるものはここまでだから、ここまではしっかりやっておこうという峻別があってもいいかと思います。できれば、目指すべきところはそういうところでありたいというのがこれまでの議論の流れだと思います。

それでは、これからそういう方向で検討していただくという方向性のまとめにしまして、今日の議題のもう一つに市民アンケートがあります。これからの景観づくりに関して市民が主体的にかかわっていくことにしていこうということも大きな柱だと思しますので、このアンケートのあり方も見ながら、今の議論にフィードバックするところもあろうかと思います。

そのような格好で次のご説明をいただくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(都市景観係長) それでは、引き続きまして、市民アンケート・ワークショップ等の結果報告ということでご報告させていただきます。

まず、市民アンケートの調査結果でございます。

調査の対象としましては、札幌市にお住まいの18歳以上の市民3,000名にお願いいたしました。そのうち、729名の方からご回答をいただきまして、回収率は24.3%でございました。

なお、調査は平成27年1月に実施いたしました。

設問の内容ですけれども、問2で、札幌の景観についてということで、全市的なイメージをお聞きしました。次に、お住まいの地域の景観についてということで、住んでいる地

域の景観についてどう思っていますかということを知った上で、都心の景観についてどう思っていますかという内容を聞いております。

調査結果の概要です。

まず、札幌の景観は全市的な観点ではどうですかということにつきましては、10年前と比較して意識している割合は減っているのですけれども、意識していないという割合は変わっていないという状況でございました。

札幌の自然にどういう魅力がありますかということを知っているのですけれども、多くの方が山並みについて魅力的であるにご回答をいただいていたところがございます。

自然以外の魅力につきましては、多くの方が基盤の目の街並みが札幌の特徴で、それが魅力的だにご回答いただいております。

次に、お住まいの地域の景観についてお聞きした部分につきましては、5年前、10年前と比較して良くなったところは、街並みが整ったとか公園がきれいになったという割合が多くございました。悪くなったと思うところとしましては、空き家や空き店舗が増えたという回答が多かった状況でございます。

良好な景観形成に向けてどういう取組をしていますかということも聞いています。それにつきましては、敷地内で行う取組ということが多かったのですが、今後やってみたいことは何ですかとお聞きしたところ、敷地外で取組を少しやってみたいという意見が多くなっていったという回答でございました。

最後に、都心の景観についてどう思っていますかとお聞きした設問では、都心に魅力があると感じている割合は7割以上と高くなってございました。

札幌駅南口、札幌駅前通の北街区と大通の景観計画重点区域にさせていただいている区域について特に引き出してお聞きしたのですが、南口、駅前通、大通については多くの方が魅力があると感じているのですけれども、札幌駅北口は魅力があると感じている割合は高くないという結果になってございました。

細かいところを説明できませんので、省略しながらお見せしていきたいと思っております。

回答者属性は省略させていただきます。

札幌の景観についてということで全市的にどう思いますかと聞いた設問では、10年前と比較して意識している割合が減っているということですが、意識していない割合は変わっていないということです。

左下に図1がございましたけれども、この中で赤の四角で囲っている部分は少し減っているのですが、右側の水色とオレンジの意識していないとか、そういった回答はさほど変わっていない状況でございます。

こちらでも省略させていただきます。

札幌の景観についてということで、自然の魅力は何ですかとお聞きしたところでは、山並みについて魅力を感じているというふうにお答えをいただきました。

また、自然の魅力をお聞きした設問の中で、居住区別に分析したものがこちらのスライ

ドになります。地域ごとに身近な自然に対して魅力を感じているなど、居住区別に特徴が見られるということで、例えば、山が近いところであれば山並みに魅力を感じる割合が多かったり、山がというところであれば、山に魅力を感じる割合が少なかったりという傾向が見られました。

次に、自然以外の魅力です。

先ほども申し上げましたが、碁盤の目の街並みが札幌の特徴であり、魅力的であると感じているということでございました。

それらの魅力について、今後、どのようになつたらよいと思いますかとお聞きしたのですが、半数以上の方が今の魅力がさらに高まるとよいというふうに考えているということで、向上的な意識を持っているのではないかというふうに思われます。こちらは省略します。

次に、どんなときに札幌の景観に違和感を覚えたり、不満を感じたりということがありますかとお聞きしたのですけれども、そういうふうに違和感や不満を感じるものが電柱・電線、建物、看板やネオンという割合が多くございました。

ただ、回答としては、札幌の景観で違和感や不満を感じたことはないという回答が4割弱でそちらの回答が最も多くなっていた状況でございます。

例えば、歩いているときは、電柱・電線、道路が少し気になるというご意見が多かったり、もしくは、観光地であれば看板やネオンが気になるというご意見があったり、歩いているときや乗り物で移動しているときなどの移動速度に応じて、もしくは家の近所や都心、観光地などの場所に応じて、その場所や速度に応じて景観を阻害していると感じるような対象は異なっているという傾向がございました。

次に、お住まいの地域の景観がよくなりましたか、よくなったと思うのはどういうところですかというふうにお聞きしたのですけれども、よくなったと思うところとしては、街並みが整った、公園がきれいになったという割合が多くございました。

逆に、悪くなったところですが、先ほども申し上げましたが、空き家や空き店舗がふえたという割合が多くございました。

お住まいの地域で何か取り組みをしていますかとお聞きした設問ですが、自宅の周りを掃除する、自宅の庭やベランダなどに花を飾るといった自宅の中で何かやるという取り組みが多くございました。

一方、今後はどういうことをやってみたいですかということをお聞きしたところ、現在、行っている取組と比べると、今後行いたいということは敷地外でも少しやってみたいというところが多く増加したという傾向になりました。

どういうきっかけがあればそういうことをやりますかとお聞きしています。70歳代以上の方は友人から呼ばれたら取り組むということが多かったのですけれども、若い世代は謝礼等がもらえたら取り組むというご意見があったというように年代別に特徴が見られたことになっております。

続きまして、都心の景観についてどうですかというふうにお聞きしたのですけれども、都心に魅力があると感じている割合は高く、特に20歳代の割合が高くなっておりました。

良くなったと思うところと悪くなったと思うところをお聞きしているのですけれども、良くなったところとしては、歩いて楽しめる空間が増えたという割合が多くございました。

都心の景観計画重点区域についてどう思っていますかというふうにお聞きしたのですけれども、冒頭に申し上げましたとおり、札幌駅南口、札幌駅前通、大通の景観については魅力があるというふうに感じている割合のほうが多かったのですけれども、北口については魅力があると感じている方が少し少なくなっているという状況です。

次のスライドにもございますけれども、札幌駅北口は少なくなっているという状況です。平成17年と26年を縦に並べてそれぞれ比較しているのですが、少しずつ良くなったという回答が増えているという状況です。

大通だけはよくなったというのは8割と多いのですけれども、割合としては10年前と比べて少なくなったという状況でございました。

一旦、市民アンケートについては以上になります。

市民アンケートと事業者アンケートと子どもアンケートにつきましては、配付資料4でアンケート調査票をお配りしていますので、これとあわせて、申しわけないのですけれども、資料をご覧くださいと思います。

市民アンケートは以上ですが、引き続き、事業者アンケートの調査結果の説明をいたします。

こちらは、景観施策に関連がある事業者の2,088名にお願いいたしました。373名の方からご回答をいただき、回収率は17.9%でございました。調査の期間としては、平成27年3月に行っております。

お聞きした内容ですけれども、問2で「景観への意識と取組について」ということと、問3で「景観に関する届出制度について」を設計業務に携わる方にお聞きしております。

次のページの調査結果の概要でございます。

まずは、景観への意識、どういう取組をしていますかということをお聞きしたところでは、事業者の大半が景観を意識しているというふうにお答えをいただきました。

ただし、常に景観を意識してお仕事をされているという割合は高くございませんでした。景観を意識する理由としては、社会貢献であると考えてということが半数を超えておりまして、利益につながると考えるよりも若干多くなっていたという状況でございます。

札幌市における景観に関する届出制度についてお聞きしたところでは、設計業務に携わる方にはおおむね周知されているのではないかと結果が得られたところでございます。

日々の事業活動においてどのくらい意識していますかという設問でございます。

左下のグラフにありますとおり、意識することがあるというのは9割以上いらっしゃるのですが、常に意識していますというのが3割強ということで、常に意識している割合

は半数を超えていないという状況でございました。

また、利益につながるということよりも、社会貢献であると考えている事業者のほうが多いという状況でございました。

今後、何か取組をしていきたいと思えますかとお聞きしているのですけれども、現在やっているという取組に比べまして、今後、行いたいという取組の中で景観資源を大切にす活動への参加の割合が倍増しているという状況でございました。

これは、届出制度を知っていますかというふうにお聞きしてまして、計画の名称等については、8割以上の方がご存じだということで、一定程度、おおむね周知はされているのではないかと考えております。

景観に配慮した建築物を設計とか計画をする際に特に重視することはどういうことでしょうかというふうにお聞きした設問でございます。

そういう景観に配慮した建築物を設計する際に特に重視するのは、中景、遠景の視点によるデザイン検討である街並みとの連続感という割合が最も多くなってございました。

ただ、その前の設問でそういう準備はしていますかということをお聞きしているのですけれども、その準備をしているという回答の割合は少なかったという状況でございます。

どのような支援があるとよいですかということをお聞きしました。情報提供を望む割合が多かったのですけれども、専門家から直接アドバイスを望むという割合は少し少なくなっていたという状況でございます。

以上で事業者へのアンケートの報告を終わらせていただきます。

引き続き、子どもアンケートの調査結果についてご報告いたします。

調査の対象は札幌市の市街化区分とか地形区分を考慮して抽出した3年生から5年生の児童1, 528名をお願いいたしました。

1, 495名の方からご回答をいただきまして、回収率は97.8%でした。

調査の期間としましては、平成27年2月に行っております。

設問の内容ですが、住んでいる地域の街並みについてお聞きしたことと、住んでいる地域以外の札幌市内で好きな街並みについてお聞きしております。

調査の概要です。まず、住んでいる地域の街並みについてはよいと感じている意見が最も多かったのですけれども、景観に興味を持っていないのではないかとと思われる意見が2割程度ありました。それらの意見につきましては、地形や市街地区分に応じて好きなところが異なるという傾向になりました。

住んでいる地域以外の札幌市内で好きな街並みについては、都心が好きだとする意見が多く、半数程度ありましたが、それに次いで自然が好きだという意見が多くあったということでございます。

夏休みの自由研究で調べていたり、自分で少し調べてみたいようなテーマはありますかということをお聞きしているのですけれども、その回答では、まちの歴史や自然環境を調べてみたいという意見が多かったのですが、建物の色や形を調べてみたいという意見は少ない

という結果でございました。

住んでいる街並みをよいと感じている児童が最も多いのですが、景観に興味を持っていない、考えたことがないという人も2割いたということでございます。

また、自然的特徴が豊かだと想定される場所でよいと感じる割合が低かったという傾向でございました。

続きまして、ワークショップの結果についてご報告いたします。

平成27年2月22日に、29名の方にご参加いただきまして、市民ワークショップを行いました。

次のスライドをお願いします。

三つのテーマについてワールドカフェ的にテーブルを移動しながら議論をしていただきました。

一つ目のテーマは、「あなたが気になる身近なスポットって？」ということで、ふだん生活している中で委員が好きだな、もしくは気に入らないなと思うような身近なところについてお聞きしました。

二つ目のテーマは、「あなたが思う“おもてなし”の場所、街並み、シーンって？」ということで、札幌や地域の顔となる場所、街並み、シーンについてお聞きしました。

三つ目のテーマは、「あなたが思う札幌のイメージって？」ということで、札幌全体の都市のイメージをお聞きしました。

テーマAにつきましては、いただいたご意見としては、気になる身近なスポット、好き、魅力的だと思うところにつきましては、公園や緑地など緑がある場所、河川など水辺空間、眺めのよい場所、歴史を感じる場所、人が集う場所、都心で開放感のある場所などが挙げられておりました。

また、課題と感じているところとして、オープンスペースが少ないですとか、空き地、空き家、周囲に馴染まないものがあるといったご意見をいただいていたところでございます。

右側に行きまして、それらを魅力的にする取組のアイデアを出していただきました。こちらは抜粋になっておりますけれども、緑をネットワークさせるということや、地域の団体、事業者などが主体となったらよいのではないかとということや、景観資源の周辺を良くしたいというようなことや、フリーペーパー、SNSなどのツールを活用してPRしていったらどうかということや、若い世代が興味を持つように工夫したらよいのではないかとといったアイデアをいただいたところでございます。

続きまして、テーマBですけれども、「あなたが思う“おもてなし”の場所、街並み、シーンって？」ということでお聞きしています。

札幌や地域の顔となる場所、街並み、シーンを左側に書いてございますけれども、四季の風景としまして、北大のイチョウ並木だったり、大通公園の夏の風景だったり、また、札幌を代表する場所として、同じく、大通公園や北大や円山地域、狸小路、札幌駅、すす

きのといったあたりを挙げていらっしゃる方が多くございました。

また、そのほかには、食の風景ということで、食事がおいしいというイメージだったり、ジンギスカンの鍋が並ぶ風景というところを挙げていらっしゃる方もいらっしゃいました。

あとは、歴史が感じられる場所ということで、碁盤の目の街並みとか、古い建物を生かしたカフェとか、そういったところがおもてなしの場所、街並みのシーンだということでご意見をいただいたところです。

それらの価値を高め、ブランド化していくためのアイデアも出していただきました。それが右側になります。

抜粋でございますけれども、景観を阻害するものをもう少し規制できるとよいのではないかという意見や、古い建物をカフェなどで活用してはどうかという意見だったり、明る過ぎる看板をどうにかしてはどうかというようなご意見であったり、もしくは、真ん中あたりですけれども、サインの話や相互につながるような案内とか、スマートフォンなどで場所を案内できるとよいということで、観光客の方に向けて案内を少し工夫したらどうかというご意見もいただいております。

続きまして、テーマCです。「あなたが思う札幌のイメージって？」ということで、札幌のイメージ、札幌らしさとは何かということをお聞きしたテーマでございます。

大都市でありながら、自然が近くで豊かだというのがイメージだという意見が多くございました。大都市のイメージだということや、住みやすいということがありながら、都市と自然が近くて自然が豊かだというご意見です。また、自然も含めて四季が明瞭だというようなご意見が多くございました。

また、食・人情のイメージということで、食べ物がおいしいとか、人が温かいというご意見がありました。

あとは、マイナスのイメージということで、分かりづらいということが挙げられておりました。

それらを景観の切り口でもう少し良くするためのアイデアをいただいております。それが右側になりますけれども、まち全体の統一感を高めるとか、大切なところは規制するということや、画一的に規制し過ぎるのではなくて、多様性も生かしたほうがよいという意見、通りから見える山並みを大事にしたいということや、サインを分かりやすくするというアイデアをいただいていたところでございます。

今後これらは、アンケートもそうですし、ワークショップもそうですけれども、さらに分析して検証を進めて今後の見直しに反映して生かしていきたいと考えております。

少し駆け足で、なおかつ簡単ではございましたけれども、アンケート、ワークショップについてのご報告は以上とさせていただきます。

○濱田会長 ありがとうございます。

盛りだくさんの内容でしたが、特に鈴木委員、小川委員はお仕事の面でも今のことはかなり深いところと関係されていると思っておりますが、いかがですか。

○鈴木委員 アンケートの結果は、さもありませんという形で、非常に興味深くお見せいただきました。

39歳以下は景観を意識していない者が多いというのは、そうですね。あと、都心に魅力があると感じている割合が高いのは20歳から29歳までで、外に遊びに行く、お買い物をする方々は都会に興味を持っているけれども、急激に薄れていくと。また、景観への興味、関心は、設計に携わっている方々とか、違法だからといって変なものを建てるなよというメッセージとして読むのか、そもそも論の先ほどの景観計画を法令に基づくとか余りに基礎知識がなくて何を言っているかわからないところで改めて考えると、今つくっている計画やプランは、そもそも誰がいつ何のために読むのか、誰に読ませたいのかというところが分かりにくいと思っています。去年も何回か出させてもらっている限り、啓蒙の趣旨を守ろうよ、守りたいねということで、先ほど小澤委員がおっしゃったように、札幌の景観はこうだねという定義がありきだと思うのです。これを守ろうというもの、市民に関わってもらうためのベースとなるものですね。一方で、届出制度、要は新しく建築する人に読ませなければならないかというところがとても大事です。

ただ、業者は発注者、施主に左右されるので、僕たちには関係ないという言葉まで出てしまいます。これは何のためにつくっているのかということ、観光の立場というより、僕も市民だと思うのですけれども、市民は誰ですかというところが伝わっていないような気がして困っていました。

委員の立場で言うことではないですが、なぜか僕はここに来てくださいと呼ばれて来ますけれども、そこからどうしても離れないような気がします。

○小川委員 建築士会でワークショップをやっている、このアンケートに出ているように、高齢者の方は、友達に誘われたら来るといっておりで、高齢者の方は参加がとても多く、若い方が来るときは学生とかが学校の関係で先生に声をかけていただいたということ、来てくださる方も多いです。それも、言っただけでは悪いけれども、学生にとってはメリットではあるのだらうと思います。自分に何かプラスになるものがないと若い人はなかなか来ないのかもしれないということがこのアンケートに如実にあらわれていると思いました。

また、鈴木委員がおっしゃったように、誰のための法令か、条例か、今考えている文面なのかということ考えたときに、都市景観という名前がついてしまうと、札幌市内でも外れに住んでいる人は、私には関係ないと思ってしまうのではないかと心配があります。実際にまちの人たちと話をしても、都市とか市街地という言葉が来ると、それだけで田舎っぽいとか、私も郊外に住んでいるのですけれども、そういうところにいる人にとっては、私には関係ないわという反応が出てきてしまうところもあるので、そういった言葉の選び方は大事なのかなと感じました。

○濱田会長 ありがとうございます。

そのほかの方でもご意見があればお願いします。

○斉藤委員 ご意見というか、ちょっと聞きたいのですけれども、事業者アンケートの集

計は3月18日までになっていますね。その後の集計で回収率が上がったということはありますか。これを見て、結果はさもありなんという感じはあるのですが、僕が一番すごいと思ったのは、景観に関連する事業者の回答率が市民より低いということです。ここは大変大きな問題というか、こういうところに着目をしてこれから施策を打っていかねばいけないと思いますが、少し上がりましたか。

○事務局（都市景観係長） いえ、ここはそのままだったかと思います。

○斉藤委員 同じような調査手法をして期間も大体同じですね。それでいて、市民からの回収率が低いということが普通だろうと思うのですが、逆転しているのは本当にゆゆしき問題、専門家の方たちにももう少し意識を持ってもらうというか、関心を持ってもらうことをきっちり考えていかねばだめなのだなと、僕はこれで分かりました。

○事務局（都市景観係長） 事業者の方にはメールでお送りしてお願いしています。

○斉藤委員 郵送ではないのですか。

○事務局（都市景観係長） 同じ手法でお願いしてはいないという状況がございます。

あとは、関連すると言いましても、届出を行った届出者の方だったり、その設計者の方だったり、関連しそうな事業者団体の方に打診してお願いしたという状況になっております。

○斉藤委員 郵送で調査票を回収した、あるいは、メールまたは郵送でとありました。郵便を出して、その結果なのかなと受けとめました。一概には言えないかもしれませんが、もう少し高くてもいいのではないかと思います。

○事務局（都市景観係長） 郵送では28%ぐらいが返ってきたということです。メールは7%ほど返ってきました。いずれにしましても、回収率が17%ということで、トータルの数字で市民よりは少ないということです。

○濱田会長 届出制度とか行為の制限などということなので、多分、いろいろな意味で面倒だとか困ったなというネガティブな部分が多く、それを言いにくいから回答しないという抑制力が働いたのではないかという気が少しします。

○廣川委員 小学生が一番分かりやすいです。結論から言うと、自分の家で景観の話をしたことないです。子どもであろうと女房であろうと誰ともです。あなたがいるから景観が悪いというのと同じようなものです。景観についての改めての話は、忘れているのかもしれないけれども、したことがないです。景観そのものは何ですかというのは、固有名詞ではあるけれども、そういうものはなかなかないし、学校によって、授業のコマを持っているのだろうかということです。しかし、子どもたちは地域の歴史などに興味があると書いていました。

学校の先生は全然違うところから通っているから、地域のことをほとんど知らないのです。だから、意外と地域のことを知らない人が集まっているから、木が多いところは出ていますけれども、なかなか難しいですね。

逆に、景観担当の職員の出張サービスで、学校にねじ込んで1単位でもやればいので

す。文章などよりもよっぽど効果があります。子どもは間違いなくちゃんと聞きます。大人は中途半端でやりません。

○濱田会長 という意見もございます。

○廣川委員 そういう希望です。

○濱田会長 これから担う人たちにという意味かもしれませんけれどもね。

学校教育との関係で言えば、私も地方でこれに近い取組をやってはいますが、教育委員会の中にきちんと組み込むのはなかなか難しいところがあります。

○廣川委員 それは難しいです。まともにいったらだめですね。

○濱田会長 手前みそですけども、千歳でこどもまちなみ探検隊という取組のお手伝いを十年以上やっています。その中では、学校単位ではなくて、市民に直に広報やホームページなどを通じてお知らせしながらやっています。

○廣川委員 地域で、ものづくりから入ったほうが分かりやすいですね。

○濱田会長 そういう意味で、市民との距離感というところでいうと、先ほど、鈴木委員、小川委員がおっしゃった誰へ向けてのというあたりで、八木委員もその点に関してはメディアのお立場からのご意見をお持ちかと思えます。

○廣川委員 意外と除雪が少ないですね。意識的に減らしたのですか。札幌市の除雪は余り書いていないでしょう。除雪、排雪について余り載っていません。雪があると、観光客にはいいけれども、札幌市の除雪は全然出てこないです。項目がないです。

○鈴木委員 何を基準に札幌の景観が良いとか悪いとか守りたいとか愛する気持ちが生まれるのか。例えば、もっと雑多な国と比べるのか、札幌はすごくきれいだからこのままでいいよねというところもあるのでしょうかし、もっとすごいまちを見たら、もっともっと電線を埋めるのを頑張ろうという気持ちにもなるだろうし、その基準線がないままに言葉で景観をよくしようと言っても、それはいいほうがいいに決まっています。

最初の景観計画の言葉では、基準が特になく、よくしていこう、よくしていこうと書いてあるので、これをつくったところで、市民は誰かという、届出が面倒くさいなど思っている事業者の方で、そうではない啓蒙活動とか歴史的な建造物を守ろうとか、そういった方には教科書になるような、市がそれを法律なり条例でバックアップされているのかもしれないけれども、その辺はもっとわかりやすくいいのではないかと思います。二つあるなんて、まさによくわかりません。先ほど西山委員がおっしゃっていましたように、1個でいいのではないかと、素人の私はそう思います。皆さんは専門の方なので、条例に基づくという言葉が出てくるのですけれども、それは何のためにあるのかと一市民としては思いました。

○小澤委員 今、市民の皆さんが持っている関心の対象がアンケートでかなり分かってくると思えます。例えば、建物の話とかどういうふうに規制するかという話は大事なアイテムの一つですけども、実際に設計事務所は、意匠に気を配って、街並みに気を配っていることが多いのですが、市民の方は建物に対して非常に不満を持っています。

子どもも建物に余り興味がなくて、自然に興味があります。かけられている努力が完全に空振りになっています。その部分は期待してもしようがないと思います。

建物や街並みを幾ら揃えていても、ヨーロッパの古い街並みのようにはなりません。そういう話はそういう話であるのですけれども、むしろ、市民が関心を持っていらっしゃるところを集中的に、そこをどう盛り上げていくかというあたりが大事な主題として意識されていないと、最終的に建物とセットの話にはなると思うのですけれども、対象をこれとこれ、と整理して考えていく必要があると思います。そういうものを分かりやすいような提案になってくると、皆さんも食らいつきがよくなってくると思います。

○鈴木委員 歩くことが魅力的というのは、すごくいい言葉で、うれしく思いました。地域でどうやって滞在交流時間を延ばして地元で時間とお金を使っていたらどうかということが観光ですから、それでいくと、歩くと楽しいまち、そうすると、木陰が必要ですから緑が必要ですし、座って休むベンチも必要ですね。

そういったところは景観が直球で何とかしてほしいです。多分、看板とかパチンコ屋がどうだと言っても直らないと思うのです。冷静によけてくれと言っても直らないと思います。そうしたら、目指すべきところは、すわろうテラスというものが新しくできたり、自転車が気持ちよく走れる青い通路ができたり、札幌はしっかり頑張っていると思うのです。そういったところをもっともっと進めていくということですね。大通のベンチの色を塗りましたが、あの椅子はすばらしいですね。ああいうことを市民にやろうという啓蒙本はあってほしいです。本というか計画はあってほしいです。あるいは、褒めていただける。九州ではね、島のほうではねという話も含めて教えてください。アレックス・カーが来て過激なことを言うてみる。そういった勉強をさせてほしいというのが市民の本音です。これは勉強する前のアンケートなので、答えているけれども、余り意味がないかなという気がしました。

○濱田会長 施策の中で、仮称のマスタープランですけれども、一番最後の施策の出口のところの普及啓発の取組というところが市民向けにということを考えていらっしゃるという構造かなと読めます。今までの議論の中でいくと、直接、市民にこの計画に関わってもらおうということなのか、計画は行政なり専門家なり関連のある方たちが主体となるもので、その中でその内容を市民に伝えるツールは別に用意する、市民と関連の深い施策は別に用意するということなのかというあたりも今日の議論と重なるところです。

都市景観とつけてしまうと、先ほど小川委員がおっしゃったように、住宅地の方は、私たちが住んでいるところは郊外だから関係ないと思われたりという嫌いはなくはないかなという気がします。

○廣川委員 次回はいつですか。

○事務局（都市景観係長） 一番最初のスライドにもありましたように、まだ未確定ですけれども、8月ごろにお願いできればと考えております。

○廣川委員 わかりました。

今、何でそういう話をしたかという、路面電車のオープニングがことしの真冬になるのですが、来年まで雪が解けて、一般的ですけれども、植栽とか花とか、景観としてどういう形がいいのかと。提案と言うとオーバーですけれども、こんな事例があるよということも教えてもらいたいです。

例えば、歩道上ですね。路面電車が走るすすきのから三越の前までのエリアです。花などは非常に分かりやすいですね。ほかにも皆さんから意見があれば、こういうプランはどうですかということだけでも教えてもらえればなと思ったのです。そういうものを取り上げてもらえるのか、もらえないのか、そういうこともお聞きしたいです。

○濱田会長 情報提供をいただけるかどうかということですね。それは山本係長の取組に近くなりますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 路面電車については、景観まちづくりも含めてやっていますので、それと連動してということになると思います。今おっしゃっているのは、一般的に景観を意識して何をやったらいいかという事例を審議会場で教えてほしいということですね。

○廣川委員 審議会に意見を伺う必要はないと思うのです。僕が言っているのは、例えば、花とか、大通公園からつながるところの連続とか、路面電車に多くの費用を使っているのですから、環境に関して地域へのバックアップとして何かないですか、花とか植栽とか、そういうことを聞いているのです。そういうことができるのか、意見があるのか、そのような話です。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 審議会という場を通じて……。

○廣川委員 審議会ですんなりしてもらわなくてもいいですよ。

○事務局（景観まちづくり担当係長） この場ではなくてですね。

○廣川委員 ここに集まって、少なくとも環境のことを話しているわけでしょう。あわせて何かあれば意見として聞きたいということですね。討論する筋ではありません。

○濱田会長 これまでの議論の中で、モデル地区の取組としてやられるということなので、それがどのような状況かという情報提供はいただきたいということですね。

○廣川委員 そうです。分かりやすく言うと、熊本のように路面電車の下に芝生を植えるとかね。ただ、北海道の環境では難しいです。アメリカに行ったら、コカ・コーラで持っている人工芝があるのです。そういうものは高くてもなかなかできないと思いますが、その程度の発想を誰か持っている人はいないのかということですね。札幌市には余りいないかもしれないけれども、環境の問題を話せる人がどこへ行っても少ないのです。僕らもそうだしね。そういう人がいればいいな、意見を伺いたいという話です。余り強くはこだわっていません。

○濱田会長 今後の中で情報提供をいただきたいということですね。

○廣川委員 何かやりたいなと思ったのです。市民なり団体として協力ができたらしますからという意味です。

○濱田会長 かなり膨大な資料で盛りだくさんの中身なので、今日だけでは限界があるろうかと思います。

西山委員がアンケートなりをご覧になっていますけれども、委員というよりはプランナーとしての立場で若干お話しいたしますと、アンケートを実施するときに、何を確かめるためのアンケートかという目標が先にあると、それで設問の組み立てがあつて、こういう文言で聞いてみようということがあつて、その結果、どうだったかというあたりの係り結びが我々の中には分かりにくいので、結果、聞かされて、これを反映するときはどうしていくかというあたりに関しては、戸惑いがあると思います。

また、今後のことも含めてスケジュールが出ています。矢印が両方に向かっていますが、どの段階でどういうやりとりが札幌市内部の各担当部局となされるのか、先ほどの上位計画なり関連計画とこの段階ではこういうことを調整するとか、検討するというあたりが意外と見えないままに議論していますので、それをこの段階でこういうことが議論されて、ここは動きます、もう後戻りできませんというタイムリミットに関する条件などが少し見えてこない、いろいろな段階で繰り返しの議論になりそうな気がします。

多分、市民意見の聴取とかパブリックコメント、都市計画審議会等は手続として必要なので、必ずやらなければだめだということになります、ともすれば手続論になってしまい、形骸化しないかという点が危惧されるので、ここに関してはきちんと審議会に関連のところにやって、その結果がこうなつて、計画内容にはこう反映されましたというあたりがもう少し見えやすいと、私たちも関わりやすくなる感じがしました。

実は、こういうアンケートをやりますというのがメールで送られてきました。このアンケートをやるのだったら、本当はということ議論する時間はなくて意見を下さいということだったので、正直に言うと、細かいところをきちんと投げ返すことができなかったのです。ほかの委員も、多分、お忙しくて、そういうことがあつたのではないかと思います。そして、結果はこうでしたというご報告に関しては、この質問で尋ねれば結果は当然こうなってしまうだろうというようなものがありました。これは厳しい意見ですが、鈴木委員がおっしゃったように、こう聞けばこうなるだろうという格好になっている嫌いはあると思いました。

膨大な事務局の作業量の中でどこまでできるかという限界もありますけれども、今後の私たち委員の計画策定へのかかわり方も含めて、もう少し分かりやすいとありがたいということが1点です。また、議論の資料が少しでも早く委員の皆さんのお手元に届けば、前もって準備して審議会に臨むことが出来ます。そのあたりのことも、お願いしたいと思います。本当に厳しい要求で申しわけないですが、その1週間があると検討の密度、深さが大分違うと思います。

予定の時間をはるかにオーバーしておりますが、このほかにご意見等がありますでしょうか。

○西山委員 今、会長が全て言ってくださいました。それから、鈴木委員と廣川委員がお

っしやったように、景観のことを市民は考えていないです。しかし、一方で、「好きです。さっぼろ（個人的に。）」という個別事例に関してはみんな反応ができると思うので、ああいうことをせっかくやっているから、ちょっとお金がかかるけれども、写真を使いながら、具体的な景観を見せて、それに対しての意見を聞くとか、どう思うかとか、こういうアンケートは何千枚も配るから啓発的な力をすごく持っているので、このアンケートを見て景観について何か考えようというのは思いにくいです。

要するに、自分たちのデータをとられている感じはあるけれども、市側からのメッセージがほとんどありません。ですから、「好きです。さっぼろ（個人的に。）」は、市民の発意というか思いなので、あれを見せられたらみんな感じると思うのです。だから、ああいうものをうまく見せながら、中でもどういうものにみんなが興味を持つか、僕らはここでは景観という言葉で呼ぶけれども、市民にとっては景観ではなくて、どこどこの眺めとか何とかという言葉になると思います。僕も相談を受けても時間がないかもしれないけれども、もうちょっと景観のアンケートを工夫しないともったいないと思います。

ここにあるものは、言葉が一般化してしまっているのでも、見ても答える意欲が湧かない感じがすると思います。ですから、これまでやってきた魅力的な札幌市の景観行政の施策のアウトプットを使って、あるいは、大分前になくなってしまったけれども、景観賞があるわけではないですか。そういうものをうまく使えと、市民が身を乗り出してもらえると思いました。

ですから、今後もやるのかどうかわかりませんが、やるときは、景観という言葉を使わずに景観についての思いや、もう一つ大事なものは態度を聞くことだと思うのです。これをしていきますか、していませんかということですね。

○濱田会長 このようなことをやりたいと思いますかというところも含めてですね。

○西山委員 事実を聞くのも大事だと思います。とっている行動そのものの事実を聞くということはいいと思います。次の機会があれば事前に相談してほしいです。

○濱田会長 多分、スケジュールの中にある市民意見等というあたりの聞き方にそれを少し組み込んでいただくと、誰のための計画であってというところがわかりやすくなっていくと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○濱田会長 よろしければ、一旦、ここで閉めさせていただいて、事務局にお返しいたします。

○事務局（地域計画課長） 長時間にわたるご審議をありがとうございました。

たくさん宿題をいただきましたので、引き続き、事務局でも精査しながら、準備の余裕もなるべくつくりながら進めていきたいと思っております。今年度もよろしくお願いたします。

今回の議事録は、毎回同様、各委員に事前に内容をご確認いただいた上で確定し、ホームページで公開をさせていただきます。各委員には別途郵送させていただきますので、よ

ろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会は、恐らく8月下旬以降になると思いますが、別途、日程調整の上、改めてご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） それでは、以上をもちまして、平成27年度第1回札幌市都市景観審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上

平成27年度第1回札幌市都市景観審議会出席者

委員（9名出席）

小川 光代	(一社)北海道建築士会 まちづくり委員会 副委員長
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院准教授
斉藤 浩二	(株)キタバ・ランドスケープ代表取締役
坂井 文	北海道大学大学院工学研究院 准教授
鈴木 宏一郎	(株)北海道宝島旅行社代表取締役社長
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター長・教授
濱田 暁生	(株)シー・アイ・エス計画研究所代表取締役会長
廣川 雄一	札幌商工会議所都市まちづくり委員会委員長 (株)にしりん、(株)4丁目プラザ代表取締役社長)
八木由起子	(株)コスモメディア編集長局長